

住宅に設置する防犯対策用品の購入・設置費用を補助します！

令和7年度

大田区住まいの 防犯対策緊急補助金



©大田区

申請期間

令和7年7月1日（火）から令和8年2月28日（土）まで

※申請額が予算の上限に達した場合は、年度途中で受付を終了する場合があります。

※郵送の場合は消印有効です。

対象者

大田区に住民登録がある世帯主の方またはそれに準ずる方

※申請は1世帯1回限りとなります。

※世帯主に準ずる方とは、世帯主と同一の世帯に属する方であり、世帯主ご本人が申請を行うことができない理由の申出を行い、その理由が適当であると認められる方を指します。

対象品目

令和7年4月1日以降に購入・設置が完了した以下の12品目の防犯機器等^{※1}

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ■ 家庭用防犯カメラ | ■ 防犯性能の高い錠や補助錠の取付け又は交換 |
| ■ カメラ付きインターホン | ■ ガラス破壊センサー |
| ■ 面格子 | ■ 防犯砂利 ^{※3} |
| ■ 防犯フィルム ^{※2} | ■ センサーアラーム |
| ■ サムターンカバー | ■ センサーライト |
| ■ ドアガードプレート | ■ 防犯ガラス |

※1 複数品目の申請が可能です。

※2 ガラス飛沫防止フィルムや遮熱フィルムは補助の対象となりません。

※3 “防犯”砂利として販売されているものが補助の対象となります。

補助金額

購入・設置費用の総額の3/4（1,000円未満切り捨て）

補助上限30,000円

※複数品目を申請する場合でも、補助上限額は変わりません。



©大田区

<問い合わせ先>

大田区住まいの防犯対策補助センター

050-8894-7027

（月～金曜日：9～18時、土曜日：9～16時）

詳細はこちらから↓



申請方法

申請は、ウェブ申請または郵送となります。

▼ ウェブ申請

以下のURLまたは右のQRコードからアクセスしてください。

<https://logoform.jp/f/OnLL8>



▼ 郵送

以下の必要書類一式を次の宛先へ郵送してください。

〒330-9799 さいたま新都心郵便局 私書箱150号

大田区住まいの防犯対策補助センター 宛

※郵送先は大田区役所ではありません。

※提出いただいた書類は返却できませんのでご注意ください。

- 大田区住まいの防犯対策緊急補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- 誓約書（第2号様式）
- 領収書等の写し
 - … 申請者本人の氏名、防犯機器等の製品名（型番）、設置工事等の内容、その購入日又は施工日、支払金額、領収年月日等が記載されたもの
- 防犯機器等の内容が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
 - ※領収書等から防犯機器等の内容が読み取れる場合は提出不要です。
- 防犯機器等の設置状況が分かる写真
- 補助金の振込先の口座情報が確認できる書類の写し
 - … 申請者ご本人名義の通帳・キャッシュカード等
- 申出書（第3号様式）
 - ※世帯主ご本人が申請する場合は提出不要です。



注意事項

- 管理者や管理組合など居住者以外からの申請はできません。
- カメラ機能の付いている機器を設置する場合、設置場所及び撮影範囲は申請者の管理の及ぶ範囲としてください。やむを得ず管理の及ばない範囲が入る場合も、近隣住民等のプライバシー保護に十分留意してください。
- 賃貸物件や共同住宅に設置する場合、管理者や所有者等の同意を得る必要があります。
- 設置費用のみの申請や、リースやレンタル、電気代などのランニングコスト、ホームセキュリティなどの委託費用等毎月の支払いが生じるもの、移設・撤去費用・配送料は対象になりません。
- 設置工事費を申請する場合は、専門業者が設置したものである必要があります。
- 販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引など）やポイントを利用した支払いは割引と同様の扱いとして、割引後の支払額を購入費用として申請してください。
- 領収書の宛名及び補助金の振込口座名義は申請者と同一である必要があります。
- 他の補助金の交付を受ける場合は、本補助金の補助の対象となりません。